

〔 制定 平成 17 年交指第 253 号
改正 平成 17 年交指第 866 号
平成 19 年交指第 931 号 〕

放置車両の確認事務の委託手続等に関する事務処理要領

目次

- 第 1 章 総則（第 1）
- 第 2 章 登録等の手続き（第 2 - 第 3）
- 第 3 章 駐車監視員資格者証の交付等（第 4 - 第 6）
- 第 4 章 行政処分（第 7 - 第 9）
- 第 5 章 雑則（第 10-第 11）

第 1 章 総則

第 1 目的

この要領は、新法、委託規則及び取扱規程に定められた法人の登録、駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に関し必要な手続きその他の行為、登録の取消し、駐車監視員資格者証の返納命令等の行政処分等について、迅速、的確な処理を行うための必要事項を定めることを目的とする。

第 2 章 登録等の手続き

第 2 登録の申請手続き等

1 登録の申請

- (1) 登録を受けようとする法人（以下「登録申請法人」という。）は、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）又は所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ「登録（登録更新）申請書」（取扱規程の別記様式第 1 号）を提出するものとする。
- (2) 登録申請書の提出を受けた交通指導課長又は所轄警察署長（以下「交通指導課長等」という。）は、委託規則第 2 条第 2 項に規定された添付書類の有無、記載事項の不備等形式的要件について確認するものとする。
- (3) 所轄警察署長は、登録申請書の提出を受けた場合においては、交通指導課長に電話報告を行い、受理番号の指定を受けた後、登録申請書の受理番号欄に当該番号を記入し、「登録（登録更新）申請書及び添付書類送付書」（別記様式第 1 号）に係る書類を添付して交通指導課長へ送付するものとする。

2 登録の審査

- (1) 交通部長は、登録申請書及び添付書類についての書面審査をするほか、欠格事由該当の有無を審査するものとする。
- (2) 交通指導課長は、前記(1)の審査のため、日本人の場合は「身上調査照会書」（別記様式第 2 号）、外国人の場合は「前科調査について」（別記様式第 3 号）により市区町村又は東京地方検察庁に照会を実施するものとする。
- (3) 交通指導課長は、警察庁から道路交通法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号口に規定する同法第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の罪に係る欠格事由の該当者として提供を受けた資料に、登録申請法人の役員名簿に登載されている役員がいるときは、当該役員について、当該役

員の本籍地を管轄する地方検察庁に対して、「前科調査照会書」(別記様式第2号の1)により照会するものとする。

3 登録簿への登載等

交通指導課長は、前記審査結果により、申請された法人を登録する場合には、登録番号、法人名称、代表者の氏名、所在地、登録年月日等を「登録簿」(取扱規程の別記様式第2号)に登載するとともに登録申請法人に「登録(更新)通知書」(取扱規程の別記様式第3号)を交付し受取書(別記様式第4号)を徴収するものとする。

4 登録拒否の通知

交通指導課長は、前記2の審査結果により、登録の拒否をする場合には登録申請法人に対して、「登録(更新)に関する通知書」(取扱規程の別記様式第4号)を、前記3に準じて交付するものとする。

5 変更の届出

(1) 前記3により登録された法人(以下「登録法人」という。)は、法人名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び役員の変更をした場合には、速やかに「登録申請記載事項等変更届出書」(別記様式第5号)に必要な書類を添付して、交通指導課長等を経由して公安委員会に変更の届出を行うものとする。

(2) 交通部長は、役員の変更の場合については、前記2の審査を行うものとする。

第3 報告及び立入検査

1 報告

交通指導課長等は、登録法人に対しその業務又は経理の状況を報告又は資料の提出を求める場合には、「報告要求書」(取扱規程の別記様式第7号)により行うものとする。

2 立入検査

立入検査をする場合には、交通指導課長と所轄警察署長が緊密な連携をとり行うものとする。その際、立入りする警察職員は、警察官にあっては警察手帳を、職員にあっては身分証明書を関係者に提示するものとする。

第3章 駐車監視員資格者証交付の手續等

第4 駐車監視員資格者講習

1 駐車監視員資格者講習の申込み

(1) 駐車監視員資格者講習(以下「講習」という。)を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、交通指導課長等を経由して公安委員会へ「駐車監視員資格者講習受講申込書」(取扱規程の別記様式第8号。以下「申込書」という。)を提出するものとする。

(2) 交通指導課長等は、申込書の受理に際し、申込者に対して、講習を受講して「駐車監視員資格者講習修了証明書」(委託規則の別記様式第1号。以下「講習修了証明書」という。)の交付を受けても駐車監視員資格者証交付申請の段階で新法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合には「駐車監視員資格者証」(委託規則の別記様式第3号。以下「資格者証」という。)の交付を受けることができない旨を事前に説明し、これを了知させるものとする。

(3) 申込書の提出を受けた交通指導課長等は、申込書の記載事項、写真貼付の有無等形式的要件について確認するものとする。

(4) 所轄警察署長は、申込書の提出を受けた場合においては、交通指導課長へ電話報告を行い、受理番号の指定を受けた後、申込書の受理番号欄に当該番号を記入し、交通指導課長へ送付するものとする。

2 駐車監視員資格者講習受講票の交付

交通指導課長等は、申込書を受理した際には、申込者に「駐車監視員資格者講習受講票」（別記様式第6号）を交付するものとする。

3 講習の実施

交通部長は、別に定める「駐車監視員資格者講習実施要綱」（以下「資格者講習実施要綱」という。）に基づいて講習を行うものとする。

4 講習修了証明書の交付

交通指導課長は、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者に対し、講習修了証明書を交付し、受取書を徴収するものとする。

5 講習修了証明書の再交付

(1) 講習修了証明書を亡失又は滅失し再交付を受けようとする者（以下「修了証明書再交付申請者」という。）は、交通指導課長等を経由して公安委員会へ「駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書」（取扱規程の別記様式第10号。以下「講習修了証明書再交付申請書」という。）を提出するものとする。

(2) 所轄警察署長は、講習修了証明書再交付申請書の提出を受けた場合においては、講習修了証明書再交付申請書を交通指導課長へ送付するものとする。また、交通指導課長から新しい講習修了証明書の送付を受けた場合は、修了証明書再交付申請者に交付し、受取書を徴収して、交通指導課長に送付するものとする。

(3) 交通指導課長等は、修了証明書再交付申請者に対して、亡失した講習修了証明書を発見した場合には、交通指導課長等に速やかに返納するよう指導するものとする。

第5 駐車監視員資格同等認定

1 駐車監視員資格同等認定の申請

(1) 駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という）は、交通指導課長等を経由して公安委員会へ「認定申請書」（取扱規程の別記様式第11号）及び委託規則第10条第3項に規定する書面を提出して行うものとする。

(2) 認定申請書の提出を受けた交通指導課長等は、認定申請書の記載事項、添付書類等形式的要件について確認するものとする。

(3) 所轄警察署長は、認定申請書の提出を受けた場合においては、交通指導課長へ電話報告を行い、受理番号の指定を受けた後、申請書の受理番号欄に当該番号を記入し、交通指導課長へ送付するものとする。

2 認定の審査

交通部長は、前項により提出された書類を審査して経歴が委託規則第10条第1項に定める基準に該当すると判断したときは、認定申請者に対し、「駐車監視員資格者認定考査受検票」（別記様式第7号）を交付し、資格者講習実施要綱に基づいて考査を実施するものとする。

3 認定書の交付

交通指導課長は、前項により認定した者に対し「認定書」（委託規則の別記様式第2号）を交付し、受取書を徴収するものとする。

4 認定書の再交付

(1) 認定書を亡失又は滅失し再交付を受けようとする者（以下「認定書再交付申請者」という。）は、交通指導課長等を経由して公安委員会へ「駐車監視員資格者講習修了証明

書（認定書）再交付申請書」（以下「認定書再交付申請書」という。）を提出するものとする。

(2) 所轄警察署長は、認定書再交付申請書の提出を受けた場合においては、認定書再交付申請書を交通指導課長へ送付するものとする。また、交通指導課長から新しい認定書の送付を受けた場合は、認定書再交付申請者に交付し、受取書を徴収して、交通指導課長に送付するものとする。

(3) 交通指導課長等は、認定書再交付申請者に対して、亡失した認定書を発見した場合には、交通指導課長等に速やかに返納するよう指導するものとする。

第6 資格者証の交付手続等

1 資格者証の交付申請

(1) 講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者で資格者証の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、交通指導課長等を経由して公安委員会へ「駐車監視員資格者証交付申請書」（取扱規程の別記様式第13号。以下「交付申請書」という。）を提出するものとする。

(2) 交付申請書の提出を受けた交通指導課長等は、委託規則第11条第2項に規定された添付書類、写真（2葉）の有無、記載事項の不備等形式的要件を確認するものとする。

(3) 所轄警察署長は、交付申請書の提出を受けた場合においては、交通指導課長へ電話報告を行い、受理番号の指定を受けた後、交付申請書の受理番号欄に当該番号を記入し、「駐車監視員資格者証交付申請書及び添付書類送付書」（別記様式第8号）に関係書類を添付して交通指導課長へ送付するものとする。

2 交付の審査

交通部長は、交付申請者の申請内容に基づき、第2の2に準じて交付申請者の欠格事由の該当性の有無を審査するものとする。

3 資格者証の作成等

交通指導課長は、前記審査結果により、交付申請者に資格者証を交付する場合には、資格者証番号、本籍、住所、氏名、生年月日、修了証明書番号等を「駐車監視員資格者証交付者名簿」（取扱規程の別記様式第14号。以下「交付者名簿」という。）に登載するとともに、当該交付申請者に資格者証を交付し、受取書を徴収するものとする。

4 資格者証の交付拒否の通知

交通部長は、前記2の審査結果に基づき、資格者証の交付を拒否する場合には、交付申請者に対して、「駐車監視員資格者証の申請に関する通知書」（取扱規程の別記様式第15号）を交付し、受取書を徴収するものとする。

5 変更の申請

(1) 前記3により資格者証の交付を受けた者は、資格者証の記載事項に変更があった場合には、速やかに「駐車監視員資格者証書換え交付申請書」（取扱規程の別記様式第16号）に必要な書類及び写真2葉を添付して、交通指導課長等を経由して公安委員会に提出するものとする。

(2) 交通指導課長は、新しく資格者証を作成して申請者に交付するものとするが、その際には、旧資格者証の提出を受け、これを廃棄することとする。

(3) 交通指導課長から資格者証の送付を受けた所轄警察署長は、資格者証を申請者に交付し、旧資格者証の返納を受けて、受取書を徴収し、双方を交通指導課長に送付するものとする。

6 資格者証の再交付

- (1) 資格者証を亡失又は滅失し再交付を受けようとする者は、交通指導課長等を経由して公安委員会へ、「駐車監視員資格者証再交付申請書」(取扱規程の別記様式第17号)に写真2葉を添付して提出するものとする。
- (2) 所轄警察署長は、再交付申請書の提出を受けた場合においては、これを交通指導課長へ送付するものとする。また、交通指導課長から新しい資格者証の送付を受けた所轄警察署長は、再交付申請者に交付し受取書を徴収し、交通指導課長に送付するものとする。
- (3) 交通指導課長等は、再交付申請者に対し、亡失した資格者証を発見した場合においては速やかに返納するよう指導するものとする。

第4章 行政処分

第7 適合命令

1 不適合事案の報告

交通指導課長は、登録法人が新法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった旨を認知した場合には「適合命令対象事案上申書」(別記様式第9号)により公安委員会に上申するものとする。

2 弁明の機会の付与と適合命令

- (1) 交通指導課長は、前記の規定により適合命令対象事案の上申により、公安委員会が取扱規程第13条の規定に基づいて弁明の機会を付与し、適合命令の処分を決定した場合は、当該処分に係る登録法人に対して処分理由を告げて「適合命令書」(取扱規程の別記様式第5号)を交付するものとする。
- (2) 交通指導課長は、公安委員会が適合命令の処分を決定した場合において、当該登録法人が出頭しない等により処分の執行ができない場合は、「適合命令決定通知書」(別記様式第10号)に適合命令書を添えて、所轄警察署長に送付し、適合命令書の交付を依頼するものとする。
- (3) 所轄警察署長は、交通指導課長から適合命令決定通知書及び適合命令書の送付を受けたときは、速やかに被処分法人に適合命令書を交付し、交付後「適合命令執行報告書」(別記様式第11号)により公安委員会に報告するものとする。

第8 登録の取消し

1 登録取消しの上申

交通指導課長は、登録法人が新法第51条の10に該当することを認知した場合には、「登録取消対象事案上申書」(別記様式第12号)に関係書類を添えて、公安委員会に上申するものとする。

2 聴聞等の実施

交通指導課長は、公安委員会が取扱規程第13条に基づく聴聞において、登録の取消しを決定した場合には、当該処分に係る登録法人に対して処分理由を告げて、「登録取消処分通知書」(取扱規定の別記様式第6号)を交付するものとする。

3 登録取消処分決定通知書等の送付

- (1) 交通指導課長は、行政手続法(平成5年法律第85号。以下「手続法」という。)第23条第1項の規定により、聴聞を行わないで登録の取消しが決定された場合においては、「登録取消処分決定通知書」(別記様式第13号)に登録取消処分通知書を添えて所轄警察署長に送付して、登録取消処分通知書の交付を依頼するものとする。
- (2) 所轄警察署長は、前項の規定に基づき登録取消処分決定通知書及び登録取消処分通知

書の送付を受けたときは、速やかに被処分法人に対して、処分理由を告げて登録取消処分通知書を交付し、交付後「登録取消処分執行報告書」(別記様式第14号)により公安委員会に報告するものとする。

4 登録簿への登載

交通指導課長は、取消しの処分を執行した場合は、登録簿にその旨を記載するものとする。

5 警察庁等への報告

交通指導課長は、登録を取り消した場合には、「道路交通法第51条の10の規定に基づく登録の取消しについて」(別記様式第15号)により、警察庁、警視庁交通部長及び各道府県警察本部長に報告するものとする。

第9 返納命令

1 返納命令事案の上申

交通指導課長は、資格者証の交付を受けた者が新法第51条の13第2項各号のいずれかに該当することを認知した場合には、「駐車監視員資格者証返納命令対象事案上申書」(別記様式第16号)に関係書類を添えて、公安委員会に上申するものとする。

2 聴聞等の実施

交通指導課長は、公安委員会が取扱規程第13条に基づく聴聞において、資格者証の返納命令を決定した場合には、当該処分に係る登録法人に対して処分理由を告げて、「駐車監視員資格者証返納命令書」(取扱規程の別記様式第18号。以下「返納命令書」という。)を交付するものとする。

3 返納命令書等の送付

(1) 交通指導課長は、手続法第23条第1項の規定により、聴聞を行わないで資格者証の返納が決定された場合においては、「駐車監視員資格者証返納命令決定書」(別記様式第17号。以下「返納命令決定書」という。)に返納命令書を添えて所轄警察署長に送付して、返納命令決定書の交付を依頼するものとする。

(2) 所轄警察署長は、前記の規定に基づき返納命令決定書及び返納命令書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に対して、処分理由を告げて返納命令書を交付し、交付後「駐車監視員資格者証返納命令執行報告書」(別記様式第18号)により、公安委員会へ報告するものとする。

4 交付者名簿への登載

交通指導課長は、返納命令の処分を執行した場合は、交付者名簿にその旨を記載するものとする。

5 警察庁等への報告

交通指導課長は、資格者証の返納命令をした場合には、「道路交通法第51条の13の第2項規定に基づく返納命令について(通報)」(別記様式第19号)により、警察庁、警視庁交通部長及び各道府県警察本部長に報告するものとする。

第5章 雑則

第10 登録簿等の番号

登録簿、講習修了証明書、認定書及び資格者証に記載する番号は、「登録簿に記載する番号等の記載要領等について」(別紙)のとおりとする。

第11 受理簿の作成

第2章及び第3章に係る申請、届出又は申込を受理したときは、次に定める受理簿を作

成するものとする。

- (1) 登録申請受理簿（別記様式第20号）
- (2) 登録申請記載事項等変更届出受理簿（別記様式第21号）
- (3) 駐車監視員資格者講習受講申込受理簿（別記様式第22号）
- (4) 駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請受理簿（別記様式第23号）
- (5) 駐車監視員資格同等認定申請受理簿（別記様式第24号）
- (6) 駐車監視員資格者証交付申請受理簿（別記様式第25号）
- (7) 駐車監視員資格者証書換え交付申請受理簿（別記様式第26号）
- (8) 駐車監視員資格者証再交付申請受理簿（別記様式第27号）

附 則（平成17年3月24日付け交指第253号）

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年10月3日付け交指第866号）

この要領は、平成17年10月3日から適用する。

附 則（平成19年9月14日付け交指第931号）

この要領は、平成19年9月19日から適用する。

【別紙及び別記様式省略】